

提出順	14	発言順	17	令和 5 年 2 月 20 日
				(午前) 午後 9 時 32 分受領

(2 枚中No. 1)

令和 5 年 2 月 20 日

(宛先) 安曇野市議会議長 平林 明

安曇野市議会議員

増井 裕 壽

一般質問発言通告書

下記のとおり、通告します。

議会名	令和 5 年安曇野市議会 3 月定例会		
発言の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 一問一答	<input type="checkbox"/> 一括質問一括答弁	質問時間 20分
答弁を求める者	<input checked="" type="checkbox"/> 市長 <input type="checkbox"/> 副市長 <input checked="" type="checkbox"/> 教育長 <input type="checkbox"/> 他 ()		
	担当部長 <input type="checkbox"/> 総務部 <input checked="" type="checkbox"/> 政策部 <input type="checkbox"/> 市民生活部 <input type="checkbox"/> 福祉部 <input type="checkbox"/> 保健医療部 <input type="checkbox"/> 農林部 <input checked="" type="checkbox"/> 商工観光スポーツ部 <input type="checkbox"/> 都市建設部 <input type="checkbox"/> 危機管理監 <input type="checkbox"/> 上下水道部 <input checked="" type="checkbox"/> 教育部 <input type="checkbox"/> 他 ()		
質問事項	安曇野の道祖神について		
質問の要旨 (具体的に記載してください) 安曇野の道祖神について、以下の質問をする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 今後の安曇野の道祖神の未来像について ・ 道祖神に関わる地域文化教育について ・ 道祖神保護についての現状と課題は ・ 道祖神の保護的活用でまちづくり ・ 三郷の道祖神祭りに関わる道祖神の市有形文化財への指定は ・ 文化財保存活用地域計画についての見解は ・ 道祖神の観光的資源活用についての現状と課題は ・ SNS とインバウンド発信について ・ “道祖神ブランディング” 「石」以外の道祖神に触れる機会を ・ 友好都市に道祖神をプレゼント 			

提出順	14	発言順	17	令和5年2月20日
				午前・午後 9時32分受領

(2 枚中No. 2)

令和 5年 2月 20日

(宛先) 安曇野市議会議長 平林 日

安曇野市議会議員

増井 裕 壽

一般質問発言通告書

下記のとおり、通告します。

議会名	令和 5年安曇野市議会 3月定例会		
発言の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 一問一答 <input type="checkbox"/> 一括質問一括答弁	質問 時間	
答弁を求める者	<input checked="" type="checkbox"/> 市 長 <input type="checkbox"/> 副市長 <input type="checkbox"/> 教育長 <input type="checkbox"/> 他 ()		
	担当部長 <input type="checkbox"/> 総務部 <input type="checkbox"/> 政策部 <input checked="" type="checkbox"/> 市民生活部 <input type="checkbox"/> 福祉部 <input type="checkbox"/> 保健医療部 <input type="checkbox"/> 農林部 <input type="checkbox"/> 商工観光スポーツ部 <input checked="" type="checkbox"/> 都市建設部 <input type="checkbox"/> 危機管理監 <input type="checkbox"/> 上下水道部 <input type="checkbox"/> 教育部 <input type="checkbox"/> 他 ()		
質問事項	穂高温泉郷の今後について		

質問の要旨 (具体的に記載してください)

穂高温泉郷の今後について、以下の質問をする。

- ・山麓・穂高温泉郷の位置付けは
- ・特定開発における住民説明会開催のプロセスについて
- ・安曇野市公害防止条例について
- ・穂高温泉郷の未来像について